平成 1 3 年 (7) 第 1 2 4 3 4 号 不正競争行為差止等請求事件 平成 1 4 年 9 月 1 9 日口頭弁論終結

> 判 PCフレ -ム協会 原 告 株式会社ピー・シ -・フレーム 安佐 正 原告ら訴訟代理人弁護士 原 同 藤 同 小 林 郁 夫 鷹 見 同復代理人弁護士 雅 和 福 武 同補佐人弁理士 田 通 福 田 口 伸 同 福 田 告 告 被 斜面受圧板協会 被 日本ゼニスパイプ株式会社 被 吉佳株式会社 被 株式会社エスイ-次学 被告ら訴訟代理人弁護士 武 吉 同復代理人弁護士 宮 嶋 文

1 原告らの請求をいずれも棄却する。 2 訴訟費用は、原告らの負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1 被告日本ゼニスパイプ株式会社、同吉佳株式会社及び同株式会社エスイーは 別紙製品目録2記載の受圧板を製造又は販売してはならない。

3 被告らは、第1項記載の受圧板に「クロスタイプ」、「セミスクエアタイプ」又は「スクエアタイプ」の名称を付してはならない。 4 被告日本ゼニスパイプ株式会社、同吉佳株式会社及び同株式会社エスイー

4 被告日本ゼニスパイプ株式会社、同吉佳株式会社及び同株式会社エスイーは、連帯して、原告株式会社ピー・シー・フレームに対し、2896万200円を支払え。

5 訴訟費用は、被告らの負担とする。

6 仮執行宣言 32 事案の概要

本件は、原告らが、原告らが製造しているプレストレストコンクリート(圧縮軸力を付与した高強度コンクリート)製料面受圧板であるPCフレーム(別紙製品目録1記載の製品。以下、これら製品を「原告製品」と総称する。)の3つのタイプである、クロスタイプ、スクエアタイプ、セミスクエアタイプの名称及び形状が、原告らの著名又は周知な商品等表示であり、被告らが、同名称と同一の名称を使用し、かつ、同形状と類似した形状の別紙製品目録2記載の製品(以下「被告製品」と総称する。)を製造・販売等しているとして、被告らに対し、不正競争防止法2条1項1号及び2号に基づき、被告製品の製造・販売等の差止め及び損害賠償を求めている事案である。

1 争いのない事実等(末尾に証拠を付記した事実以外は,当事者間に争いがない。)

(1) 当事者

ア 原告PCフレーム協会(以下「原告協会」という。)は、昭和61年12月設立され、押圧力により斜面(法(のり)面)を安定化させる斜面受圧板である「PCフレーム」(原告製品)及びこのPCフレームの施工に関するPCフレーム工法の普及を目的とする、企業を構成員とする権利能力なき社団である。原告協会は、原告協会所属の会員企業により運営されている(甲37)。原告株式会社ピー・シー・フレーム(以下「原告会社」という。)は、

原告株式会社ピー・シー・フレーム(以下「原告会社」という。)は、 プレストレストコンクリート製の斜面受圧板である原告製品を開発し、原告協会の 設立当時から、原告製品を使用し斜面の工事を行ってきた。(弁論の全趣旨)。

イ 被告斜面受圧板協会(以下「被告協会」という。)もまた、企業を構成員とする権利能力なき社団であり、平成11年2月ころ設立された。被告協会は、被告協会に所属する会員企業と共にグループを構成して、被告協会に属する会員企

業が製造・販売及び施工するコンクリート製の「PUC受圧板」(被告製品)の製 造・販売及び施工のための宣伝活動を専ら行っている。被告製品は、原告製品同様、押圧力により斜面を安定化させるプレストレストコンクリート製の斜面受圧板 である。

被告日本ゼニスパイプ株式会社(以下「被告ゼニス」という。)は,コ ンクリート製品の製造・販売を目的とする会社であり、被告協会設立後の平成11 年2月ころから、被告製品を製造して被告協会所属の会員企業に販売している。

被告株式会社エスイー(以下「被告エスイー」という。)は、土木建築 材料の販売を目的とする会社であり、平成11年2月ころから被告製品の施工に関 する設計及び被告製品の販売を行っている。

被告吉佳株式会社(以下「被告吉佳」という。)は、被告協会所属の会 員企業であり、被告製品により施工する者から、工事施工高に応じロイヤリティー を得ている会社である。

- (2) 原告会社が開発し、販売してきた原告製品の形状は、別紙製品目録 1 記載のとおりであり、その名称は、「クロスタイプ」、「セミスクエアタイプ」及び「スクエアタイプ」である。
 (3) 被告ゼニス、同エスイー、同吉佳が販売している被告製品の形状は、別紙製品目録 2 記載のとおりであり、その名称は、「クロスタイプ」、「セミスクエアタイプ」及び「スクエアタイプ」である。 · 2 争点
- (1) 「クロスタイプ」,「セミスクエアタイプ」及び「スクエアタイプ」とい うコンクリート製斜面受圧板の名称は,原告らの周知又は著名な商品等表示といえ るか(争点1)
- 別紙製品目録1記載のコンクリート製斜面受圧板の形状は、原告らの周知 又は著名な商品等表示といえるか(争点2)。
 - (3) 原告らの損害(争点3)
 - 争点に関する当事者の主張
 - 争点1及び2について
 - (1) 原告らの主張

原告協会及び原告会社の位置づけ

原告協会は、原告製品及びこれを使用したPCフレーム工法の宣伝活動を行うため、原告製品に「クロスタイプ」、「セミスクエアタイプ」及び「スクエアタイプ」の3つの名称を付したカタログ(甲15ないし20)及び冊子等を作 成・配布し、原告製品の施工者を対象とした技術説明会を開催するなどの活動を行 ってきた。原告協会所属の会員企業各社は、原告協会が作成したカタログ、上記各 冊子等を配布し、また原告製品を使用して切取り斜面を施工してきた。原告会社 は、法面に押圧力を付与して斜面の安定化を図るプレストレストコンクリート製の斜面受圧板である原告製品を世界で初めて開発し、原告協会の設立当時から原告製品を使用し斜面の施工工事を行ってきた。また原告会社は、原告製品並びにPCフ レーム工法に関し、意匠権及び特許権を有し、原告協会設立後はこれらを原告協会 所属の会員企業のみに実施させ、同会員が施工した工事施工高に応じ一定の実施料 を得ている。

従来,切取り斜面を養生する場合には,現場打ちコンクリート枠工法 (鉄筋コンクリート製法枠を用いる。) やフリーフレーム工法(吹付けモルタル法枠工法)で施工されていたが、コンクリートやモルタルが硬化するまで、斜面を切 り崩した状態が続き、工期に長期間を要していた。原告製品は、プレストレストコ ンクリート製で、複数の原告製品を上方から数段又は横方向に隣接して施工するこ とで、斜面・法面の安定化を容易に図ることができる(逆打工法という。)。原告 製品は、今までにない特徴ある形状と相まって施工期間の短縮化、受圧板の軽量化 による作業性の簡素化と安全性を実現できるため、官庁及び業界の内外から絶賛を 受け、原告協会が設立された昭和61年12月以後全国的に展開してきた。原告製 品の形状及び3つのタイプの名称は、平成6年当時には、既に原告協会及び原告協会所属の会員のグループを表す商品等表示として共に周知、著名となっていた。

原告らの普及活動

原告協会は、次のカタログ及び冊子を作成するなどの原告協会所属の会 員企業の普及活動により、これらを全国の原告協会所属の会員企業、ゼネコン、施 工業者、施主、役所及びコンサルタント等に配布するなどしてきた。①カタログ 「PCフレーム工法」は、特徴ある原告製品の形状が記載されており、平成7年か ら平成9年ころまで配布したものであるが、現在まで年間4000ないし5000部配布されている。②「PCフレームアンカー工法設計・施工の手引き」は、昭和62年に初版を発行して以来、数度の改訂を行ってきたが、平成10年に大改訂を行った。その内容は原告製品の取扱説明及び原告製品の形状及び名称などである。③「PCフレーム工法標準積算資料」は、昭和62年に初版を発行して以来改訂を重ね、平成10年、「建設省土木工事積算基準」の公表に伴い大幅な改訂を行って、同年10月、大改訂初版を発行した。④また原告協会は、上記冊子の発行に加えて、1年に数回各地で原告製品の取扱についての技術講習会・シンポジウムを開催するほか、PCフレーム工法に関するビデオの配布を行ってきた。

雑誌及び書籍における原告協会の広告や原告製品に関する記事等の掲載

雑誌及び書籍における原告協会の広告や原告製品に関する記事等の掲載 状況は、別紙「PCフレーム協会発表一覧」のとおりである。(ア)雑誌「基礎工」 は昭和62年2月から平成10年12月までの広告掲載であるが、実際に施工した 現場写真によりクロスタイプの形状が掲載されている。(イ)雑誌「土木を地工」と は、セミスクエアタイプの形状が掲載され、(ウ)雑誌「土木技術」にもセミスクエアタイプの形状が掲載され、(ウ)雑誌「土木技術」にもセミスクエアタイプの施工状況が掲載され、(エ)雑誌「土と基礎」は、平成2年5月が 11年11月までクロスタイプ又はセミスクエアタイプの施工状況の掲載が「地で 11年11月までクロスタイプスはセミスクエアタイプの施工状況が掲載されている。(オ)「日経コンストラクション」には施工現場写真が、(カ)雑誌「地で関 11年11月までクロスタイプの施工状況が掲載されている。新聞掲載にである平のである。また、別紙「PCフレーム協会発 も同様の記事が掲載され、また(ク)「環境新聞」及び(ケ)「日本工業新聞」に 製品の施工事が掲載されている。また、原告協会が発行したカタログ、設計・施会発 も同様の記事が掲載されている。また、原告協会所属の会員企業による 東品の施工実績である甲36によれば、原告製品を用いた工事が全国にわたって施 製品の施工実績である甲36によれば、原告製品を用いた工事が全国にわたって 製品の施工実績である甲36によれば、原告製品を用いた工事が全国にわたって

以上によれば、原告製品の名称及び形状は、原告協会及び所属の会員企業を含むグループの商品等表示として、遅くとも平成6年には既に業界関係者の間において周知性及び著名性を獲得している。

ウ 被告らの行為

被告製品の名称は、原告製品のそれと全く同一であり、被告製品の形状は原告製品のそれと類似する。このように被告らが、原告らグループの周知、著名となった商品等表示である原告製品の名称と同一の名称を被告製品に付し、同じく周知・著名商品等表示である原告製品の形状と類似する形状の被告製品を製造・販売し、これを用いた工事を施工することは、不正競争防止法第2条1項1号、2号所定の不正競争行為に該当する。また被告らが、被告製品の製造・販売及びこれを用いた工事の施工のため新聞・雑誌に被告PUC受圧板を掲載することは被告製品の展示に当たるものである。

(2) 被告らの主張(反論)

ア 原告製品の名称について

原告らが商品等表示と主張する「クロスタイプ」「セミスクエアタイプ」及び「スクエアタイプ」の名称は、いずれもプレストレストコンクリート製の斜面受圧板という製品の形状を示すものとして一般に用いられている名称であり、出所識別機能を有していないから、これらの名称は不正競争防止法2条1項1号、

2号にいう商品等表示に該当するものではなく、これらの名称を原告らが使用しても、原告らの出所を表示するものとして受け取られることはない。

被告らは、形状を示すものとして一般に慣用されているこれらの名称を被告製品の形状を示すものとして一般に用いられている方法で使用しているので、不正競争防止法12条1項1号により不正競争行為に当たらない。

イ 原告製品の形態の特徴について

そもそも商品の形態は、その目的とする機能をよりよく発揮させ、あるいは美観的効果を高めるという見地から選択されるのであって、その商品の出所を表示することを目的とするものではなく、あくまでその形態が同種商品の中で特異性を有し、それに宣伝等が加わるなど、種々の条件が満たされたとき、商品の形態自体が、取引上、二次的に出所表示機能を獲得する場合があるにすぎない。

原告製品と同種の商品は多数あり(後記(3)イ掲記の「KKE受圧板」,「FFU受圧板」等。詳細は平成13年12月21日付け被告ら準備書面(3)参照。),同種商品の中にあって原告製品が二次的に出所識別機能を有するためには、その形態に特徴(特異性)がなければならない。しかし、軸線直交型で交点を頂点とし、四方になだらかな傾斜を有し、該交点部にはロックボルト穴を配してなる側面視山型のクロスタイプ、及び正方形状の基盤と前記クロスタイプを合体した形態の商品は、原告らのみが有するものではなく、他にも原告製品とほぼ同じを有する商品があるため、原告製品の形態には特異性がなく、ありふれた形態を有する商品があるため、原告製品の形態には特異性がなく、したがって原告製品の形態は二次的に出所識別機能を有しているとはいえない。原告製品の形態は不正競争防止法上保護される商品等表示に当たらないというべきである。

ウ 原告製品の形態は機能必然的なものであること

(イ) また、出来上がりの形態をどのようにするかは、設計アンカーカーカーがプレキャスト製の受圧板を引っ張る力)と地山の許容地耐力との関係で決まる。例えば、設計アンカーが同一の場合、許容地耐力が大きければ、地面に接する面積の小さいクエアタイプが必要となる。そして、コンクリートの量がはまする面積の大きいスクエアタイプが必要となで植栽等が可能となイプしたのとなって、地表を露出させることをで植栽らいたとなって、地表を露出させることがほんでは、スクエアタイプでは地面に対けてきず、スタイプでは地面に接する面積が、クロスタイプでは地面に接する面積が、クロスタイプでは地面に接する面積が、クロスタイプでは地面に接する。地域であるとして、カーとの接合の中間であるものが必要とされ、セミスクエアを加えてある。から離れれば離れるほど強くなるので、結局、受圧板の耐たないの場合部分から離れれば離れるほど強くなるのと思さると思います。

はの、受圧板にかかるひすみがは、受圧板の外枠が、受圧板とアンガーとの接合部分から離れれば離れるほど強くなるので、結局、受圧板の耐久力の基準は、アンカー接合部から最も離れた部分を基準とせざるを得ない。そうであれば、設計アンカーカ等の受圧板の形状以外の条件が同一の場合、受圧板の形状を上下左右対称な形状にして、アンカーを中央に接続すれば、最も面積の大きい受圧板を使用でき、経済的であることは明らかである。よって、長方形等の上下左右が非対称の形状は、原則として採り得ないのである。

(ウ) 上記のように、左右上下対称な形状で、コンクリート内の鉄筋の加

工がしやすく、鉄筋が密集せず構造上の問題を生じないような形状となると、結局、受圧板は、クロスタイプ、スクエアタイプ、セミスクエアタイプの形状を採らざるを得ず、上記3種の形状は、技術的機能に由来する必然的な結果であるから、 原告製品の形状は不正競争防止法2条1項1号、2号による保護の対象となるもの ではない。

被告製品の形状について

(ア) 別紙製品目録2記載の被告製品のクロスタイプは、登録第1089 865号の意匠の実施品であり、その形態は、具体的構成態様において、別紙製品 日録1記載の原告製品のクロスタイプの形態とは非類似である。すなわち、原告製品のクロスタイプの形態とは非類似である。すなわち、原告製品のクロスタイプは登録意匠第908639号の実施品であり、この登録意匠と非 類似のものとして登録された登録第1089865号の意匠の実施品である被告製 品のクロスタイプは. 当然のことながら原告製品のクロスタイプと非類似というこ とになり、両製品の形状が類似するとの原告らの主張は誤っている。

また、被告らは、上記登録第1089865号の意匠を適法に実施している。現行不正競争防止法は、平成5年法律第47号による改正前の不正競争防 止法 6条のように、工業所有権の行使と認められる行為に対し不正競争防止法を適用しない旨の明文の規定を置いていないが、このことは当然のことと解すべきであ る。したがって、被告らの行為は、意匠権の行使と認められるべきものであるか ら、不正競争行為に該当しない。

- 別紙製品目録2記載の被告製品のスクエアタイプは、登録第110 (イ) 2372号の意匠の実施品であり、その形態は上記製品目録1記載の原告製品のス クエアタイプの形態とは具体的構成態様において非類似のものである。また、被告 らは上記意匠権を適法に実施しており、被告らの行為は意匠権の行使として、 競争行為に該当しない。
- (ウ) 上記製品目録2記載の被告製品のセミスクエアタイプの形状は、 記製品目録1記載の原告製品のセミスクエアタイプの形状とは、具体的構成態様に おいて非類似である。

誤認混同のおそれがないこと

(ア) 原告製品、被告製品の使用するアンカー工法について 原告製品は、KTBアンカー工法とのセットで販売されている。一 方、被告製品では、使用するアンカー工法は限定されず、現場状況により自由に選択できる。上記のとおり、原告製品はKTBアンカーとセットで販売されていると ころ、被告協会会員企業がライバルメーカーの製品であるKTBアンカーを販売することは、考えられない。そして、受圧板には、アンカーが必需品である。そうで 品用に手直しする必要がある。よって、原告製品と被告製品でアンカーの兼用はできず、かつ、アンカーメーカーに「PUC用」であることを明示する必要があり、 結局、両者の間に誤認混同など生じない。 (イ) 被告らの宣伝広告の態様について

被告製品の特長として、独自のテーパーコーンを採用したことによる 受圧板の軽量化が挙げられる。また、アンカー工法が限定されず、現場状況により 自由に選択できることも、原告製品には見られない、被告製品の長所である。被告 らの宣伝広告は. このような原告製品との違いを長所として強調しているので、原 告製品との間に誤認混同は生じない。

(ウ) 受圧板の取引の実情について

被告製品は、被告協会会員企業にのみ販売され、また、被告協会会員企業は各種工法の知識を十分に有する専門家であり、各種工法を十分に比較検討した上で被告協会の会員になっているのであるから、他の協会の製品との間に誤認混同が生じることなどあり得ない。また、仮に、原告らが主張するような工事施主で ある役所の担当者、設計コンサルタント、業者、又は工事受注業者であるゼネコンがどの受圧板を選択するか、という点を問題とするとしても、これらの者も各種受 圧板工法についての専門家であるので、これらの者に対する関係でも誤認混同が生 じることはあり得ない。さらに、上記の者らによる受圧板の選択に際し、各受圧板

施工業者は、自らの協会の受圧板に関する文書等を配布し、役所、設計コンサルタント、ゼネコン等の担当者に、自己の取り扱う受圧板の構造及び形状等の特徴を明し、施工現場の見学会も開くなど、まさに熾烈な営業合戦を繰り広げおいて関の中で、各受圧板施工業者は、自己の受圧板の長所を、他者との比較において営業者は、自己の受圧板の長所を、他者との比較においるであり、被告らもそのような営業活動を行っている(このような営業活動を行っているが、施工業受団を対しているのような関目ではない。もの協会に属しているように製品の中からまり注意を持って表表しているものが、あまり注意を表示するとれぞれ別の協会に属しているからという理由で、あまり注意を表示を表示しているが、周知な製品の形態に似ているからというものではない。前記のような関目にはより、というものではない。前記のような関目にはより、というものではない。前記の形態にはない。

(3) 原告らの再反論

ア 原告製品の名称について

平成8年度の建設者土木工事積算基準(甲118)には、「PCワンレス は、「PCリントででは関する積算が掲載されていたが、中では、「PCリントを では、「PCリントででにするでは、「PCリントででにするでは、「PCリントででにするでは、「PCリントででにするでは、「PCリントででにするでは、「PCリントででにするでは、「PCリントででにするでは、「PCリントででにするでは、「PCリントででにするでは、「PCリントでの一下ででにするでは、「PCリントででは、「PCリントでの一下ででは、「PCリントでででででにするでは、「PCリントででは、「PCリントでの一下ででは、「PCリントで、「PCリントで、「PCリントで、「PCリントで、「PCリントで、「PCリントで、「PCリントで、「PCリントで、「PCリントで、「PCリントで、「PCリントで、「PCリントで、「PCリントでにする。」とのでは、「PCリントでにするでは、「PCリントでにするでは、「PCリントでにするでは、「PCリントでにするでは、「PCリントでは、「PCリントでは、「PCリントでは、「PCリントでは、「PCリントでは、「PCリントでは、「PCリントでにする。」といい、「PCリントでは、「PC」では、「

原告製品の形状が機能必然的なものであるとの主張について

法面工事の現場での施工形態として、法面を帯状、格子状及び面状を切 り取るとしても,切り取る方法は数多く考えられ必然的に原告商品の形態となるこ とはない。加えて面の形状又は脚の本数、長さ、太さ、厚さ、平面及び断面形状を どのようにするかにより多数の形状を選択することが可能である。例えば、バータ イプ(長方形状。甲124,125),原告製品のクロスタイプの変形として左右 の長さが異なるタイプ(甲126、乙8)及び中心部分が八角形のタイプ(乙1 段差を設けたタイプ(乙9)及び受圧板の脚が直角にクロスしていないタイ プ(甲127)の受圧板がある。スクエアタイプの変形としては、「KKE受圧 板」(乙8), 「FFU受圧板」(乙9)、「RCクロアブロック」の「スクエア タイプ」(乙11)等がある。また受圧板の脚が、3本のタイプも存在する(甲1 28)。上記の実際の形状のほか、十字形状においても受圧板の脚の長さ、幅、厚さ等において様々な形状を想定することが可能であり、そのほか、面形状を正三角 形状、円形状、四角形状としても各端部に枠部を設けるタイプも考えられ、十字形状あるいは四角形状としても原告製品と類似する形態となる必然性はない。また、上記のように左右対称でない受圧板も存在しているから、実際の受圧板を左右対称の形式を表する。 にしなければならないということはなく、左右対称にするとしても、左右対称の形 状は種々の中から選択可能であるから、必ずしも原告製品の形状となることはな い。

被告製品の形状について

被告製品のクロスタイプについて

被告らば、被告製品のクロスタイプの形状は登録第1089865号の意匠の実施品であることを理由に、原告製品のクロスタイプの形状とは非類似で あると主張する。しかし、被告製品のクロスタイプは、上記登録意匠の形状と同一 ではない。上記登録意匠の形状において四方に延びた脚の上面は、中央部から先端 方向に緩やかに傾斜している。これに対し被告製品のクロスタイプは、中央円形状 の蓋部分から四方に延出した脚の上面は先端方向へ向けて傾斜を強くしているが、 脚の先端部分は傾斜ではなく平坦となっている(甲109の3枚目の写真)。なお中央部の蓋の形状は、円形状に加え八角形状のものもあるが(甲107の2枚目)、この八角形の蓋の形状は原告製品の各タイプと同一である。原告製品のクロスタイプは、四方に延びた脚の上面も先端方向に向けて傾斜を強くし、その先端部 分の上面はやはり平坦である(甲38)。このように、実際に流通している被告製 品の形状は、PCフレームとほぼ同一の形状である。

また,被告らは,被告らが被告製品を製造・販売することが, 匠権の実施で不正競争行為に当たらないと主張するが、上記登録意匠権は、創作者 らが勤務する企業が原告協会に所属していた時に原告協会に無断で出願したもので あるから、原告らとの関係では同主張は権利の濫用に当たり許されないというべき である。

被告製品のスクエアタイプについて

被告らは、被告製品のスクエアタイプの形状は登録第1102372 号の意匠の実施品であることを理由に、原告製品のスクエアタイプの形状と非類似 であると主張する。被告製品のスクエアタイプの形状(甲110の4枚目の写真) は、被告製品のクロスタイプの形状と四角形状が組み合わされた形状であるが、上 記登録意匠の形状と若干異なっている。その違いは被告製品のクロスタイプの形状の違いによるものである。被告製品のスクエアタイプが登録第1102372号の意匠と異なるのはクロスしている脚と脚の各角部に跨る隅切状の模様が現れていな いことである。しかし上記(ア)と同様に原告製品のスクエアタイプ(甲38の3及 び4枚目の写真)と被告製品のスクエアタイプの形状の違いは微細であり、両者の 類似性は否定できない。

被告製品のセミスクエアタイプについて 被告らは、被告製品のセミスクエアタイプの形状は、クロスタイプと スクエアタイプが非類似であるのと同じ理由で非類似であると主張する。しかし被 告らは、クロスタイプについては登録第1089865号の意匠、スクエアタイプ については登録第1102372号の意匠の存在により、原告製品の形状と異なる と主張するが、セミスクエアタイプについては意匠登録されていないから、同主張 は根拠を欠く。被告製品のセミスクエアタイプの形状(甲110の3枚目の写真) は、原告製品のセミスクエアタイプの形状(甲40の3枚目の写真)と類似する。 被告製品のセミスクエアタイプは、クロスタイプの脚部が矩形の板の角部方向に延 びた形状であるが、被告製品のクロスタイプの形状が原告製品のクロスタイプと若 被告製品のセミスクエアタイプが原告製品のセミスクエアタイ 干異なっていても, プと類似するのは明らかである。

以上のように被告製品のクロスタイプ及びスクエアタイプの実際の 製品としての形状は、それぞれの登録意匠と異なっており、実際の被告製品のクロ スタイプ、スクエアタイプ及びセミスクエアタイプの各形状は、上記のように原告 製品の各タイプの形状に類似する。

誤認混同のおそれについて

受圧板を使用する工事は公共事業であるが、実務的には事実上設計 会社が受圧板を選択しており、その際、被告製品は原告製品と同一材料及び同一形 状のため原告製品の代わりに使用することができることを宣伝文句に販売してい る。被告らの「PUC受圧板工法設計・施工マニュアル」(甲104、105)の 記載内容は原告らの「PCフレームアンカー工法設計・施工の手引き」 いし35)の内容に似せているし、「PUC受圧板工法積算資料」(甲106)は 原告らの「PCフレームアンカー工法標準積算資料」(甲2ないし6)とほぼ同じである。この場合設計者は、原告製品と被告製品とは機能計算、積算及び美観が同 -であるためこれらについて別途検討する必要がない。また施工業者が、現場にお いて当初予定されていた受圧板を他の受圧板に変更する場合があっても、原告製品 と被告製品との間では条件を検討する必要がないため容易に変更することが行われ ている。このように受圧板は,事実上設計会社及び施工業者が需要者となってお これらの者の間で混同を招いているのが実情である。

(イ) 被告らは、PUC受圧板を会員企業に限って販売しているのでPCフレームとの間に誤認混同を生じないと主張する。

受圧板採用による工事の施主は,公共事業を行う国又は県等の各地方 公共団体(以下、単に「役所」という。)であり、また工事施工業者は公共工事を入札したゼネコンである。さらに役所又はゼネコンから依頼された設計コンサルタント業者も関わっている。各受圧板施工業者は、工事施主である役所の担当者、設 計コンサルタント業者又は工事を受注するゼネコンに対し自己の受圧板を採用してもらうため積極的な受注活動を行う。この際に、受圧板施工業者は、受圧板に関する文書等を配布し、役所、設計コンサルタント業者及びゼネコンの担当者に対し自る文書等を配布し、役所、設計コンサルタント業者及びゼネコンの担当者に対し自己があります。 己が取り扱う受圧板の構造及び形状等の特徴を説明する。また、役所、設計会社及びゼネコンに対し実際の施工現場の見学会を通じ受圧板を宣伝したりする。このよ うな受圧板施工業者の営業活動は、特に受圧板の構造及び形状等の特徴が共通して いる原告製品と被告製品の場合、相互に融通可能なため更に競争関係は熾烈であ る。設計段階において設計図面中に原告製品が採用されたとしても、ゼネコンの段 階において被告製品に変更される場合がある。これは両者の構造がプレストレストコンクリートで同じである上、形状が類似するため同一の積算資料が適用されるか したがって原告協会内又は被告協会内の会員に対する流通過程では、原 告製品と被告製品が競合することはないが、工事施主である役所及び工事元請けであるゼネコンにおいて両者は誤認混同を生ずる。

なお、被告らの主張するように、原告らの工法はKTBアンカーしか 選択できないものではなく、施主は選択した受圧板により適宜のアンカー工法を選 ぶことが可能である。しかも、受圧板は、まず法面の形状及び環境に適した形態が 選択され、アンカーはその後の問題であるから、アンカー工法が受圧板の選択に影 響することはない。

被告らは、被告製品採用についての営業活動において、被告製品は原 告製品と形状及び構造において共通であるため、積算資料も共通していることを最 大のセールスポイントとして販売攻勢を行っており、誤認混同を生じさせている。

争点3について

(1) 原告らの主張

原告会社は、被告らの不正競争行為により以下の損害を被った。 ア 被告ゼニスは、平成11年3月から平成12年9月までの間、被告製品であるNPCタイプ(クロスタイプ)603基、NPSSタイプ(セミスクエアタイプ)510基及びNPSタイプ(スクエアタイプ)341基を製造した。上記被 告ゼニスが製造した被告製品は、被告エスイーに販売され、さらに被告エスイーよ り被告協会所属の会員企業に販売され、同会員企業により下記の工事高で施工され ている。

①NPCタイプ603基×50万円/基=3億0150万円

②NPSSタイプ510基×70万円/基=3億5700万円円 ③NPSタイプ341基×90万円/基=3億0690万円 上記合計9億6540万円

被告吉佳は、上記の工事施行高の3%を実施料として被告協会所属の施 工業者から得ている。

被告吉佳の利益額は、以下のとおりである。

9億6540万円×0.03=2896万2000円

被告吉佳が受けた上記利益額は,原告会社の受けた損害の額と推定され 被告らの外には、原告会社の類似商品の販売・施工を行う者はない。 こで原告会社は、被告らの被告製品の販売等により得べかりし利益である金289 6万2000円の損害を被ったので、当該金員を原告会社の損害として、被告ゼニ ス、同エスイー及び同吉佳に対し連帯して支払うよう求める。

被告らの主張

原告らの主張は,これを争う。

第4 争点に対する判断 1 争点1(「クロスタイプ」,「セミスクエアタイプ」及び「スクエアタイ プ」というコンクリート製斜面受圧板の名称は,原告らの周知又は著名な商品等表 示といえるか) について

本件における事実関係について

前記の当事者間に争いのない事実に証拠(甲1ないし6,甲11ないし2 0, 甲22ないし27, 甲30ないし101, 甲123, 甲143) 及び弁論の全 趣旨を総合すれば、次の各事実が認められる。

原告会社は、押圧力により斜面(法面)を安定化させるプレストレストコンクリート製の斜面受圧板である「PCフレーム」(原告製品)を開発し、原告協 会所属の他の会員企業と共に、原告協会の設立当時から原告製品を使用して斜面安 定化工事を行ってきた。また、原告協会は、昭和61年12月に設立され、原告製 品及びこれを用いたPCフレーム工法の普及を目的とした権利能力なき社団として 設立され、原告協会所属の会員企業により運営されている。

原告会社を始めとする原告協会所属の会員企業は、別紙製品目録 1 記載の 原古宏在を始めて9つ原古勝五四周の五見正不ら、2017年4年日前、記記製品を使用して上記工事を行ってきており、それにそれぞれ、(1)「クロスタイプ」、(2)「セミスクエアタイプ」及び(3)「スクエアタイプ」の名称を付してい る。原告会社及び原告協会所属の会員企業は、同協会設立のころからこれら製品を 使用して工事を行うようになった。上記名称については、遅くとも平成4年ころ まずクロスタイプ及びスクエアタイプの名称を使用するようになった。これら原告 製品は、他の商品に先駆けて販売されたもので、この原告商品の発売時には、市場 に同種商品は存在しなかった。

原告協会は、設立後から、次のカタログ及び冊子を作成するなどの原告協会所属の会員企業の普及活動により、これらを全国の原告協会所属の会員企業、ゼネコン、施工業者、施主、役所及びコンサルタント等に配布するなどしてきた。① カタログ「PCフレーム工法」は、平成7年から平成9年ころまで配布したが、現在まで年間4000ないし5000部配布されている。②「PCフレームアンカー 工法設計・施工の手引き」は、昭和62年に初版を発行して以来、数度の改訂を行 い、平成10年に大改訂を行った。その内容は、原告製品の形状及び名称はもちろ ん、原告製品の取扱説明などが記載されている。③「PCフレーム工法標準積算資 料」は、昭和62年に初版を発行して以来改訂を重ね、平成10年、「建設省土木工事積算基準」の公表に伴い大幅な改訂を行って、同年10月、大改訂初版を発行 した。④また原告協会は、上記冊子の発行のほか、1年に数回各地で原告製品の取 扱についての技術講習会・シンポジウムの開催に加えPCフレーム工法に関するビ デオの配布を行ってきた。

雑誌及び書籍への広告掲載等は,別紙「PCフレーム協会発表一覧」のと おりである。(ア)雑誌「基礎工」には昭和62年2月から平成10年12月まで広 告や記事が掲載され、実際に施工した現場写真等が掲載されている。(イ)雑誌「土 木施工」には、広告でセミスクエアタイプの形状が掲載され、(ウ)雑誌「土木技術」にも広告でセミスクエアタイプの施工状況が掲載され、(エ)雑誌「土と基礎」 は、平成2年5月から平成11年11月まで広告でクロスタイプ又はセミスクエア タイプの施工状況の掲載が行われている。(オ)「日経コンストラクション」には広 告で施工現場写真が、(カ)雑誌「地すべり技術」には、広告でセミスクエアタイプ の施工状況が掲載されている。新聞掲載に関しては、(キ)「日刊建設工業新聞」は 平成7年5月から平成12年5月の間、原告製品に関する記事や広告が掲載され、 また(ク)「環境新聞」及び(ケ)「日本工業新聞」にも同様の記事や広告が掲載され ている。原告協会所属の会員企業は,全国にわたり多数の工事実績を残している。

(2) 原告らは、原告製品の各タイプに付された名称「クロスタイプ」、「セミスクエアタイプ」及び「スクエアタイプ」が、原告らの周知又は著名な商品等表示

であると主張するので、この点につき検討する。

原告らの主張する。「クロスタイプ」、「セミスクエアタイプ」及び「スクエアタイプ」は、別紙製品目録1記載のとおり、コンクリート製で、クロスタイプは十字型の受圧板であり、セミスクエアタイプは上記クロスタイプの4本の脚部 が四角の対角線となるような形状にその脚部を正方形の板で結び、4つの角を隅切 りした形状の受圧板であり、スクエアタイプは、上記クロスタイプの4本の脚部が 直角に交わって四辺の中央に垂直に降りるようにこれと正方形の板を組み合せた形 状の受圧板である。したがって、クロスタイプの「Cross(十字)」及びスク エアタイプの「Square(正方形)」は、まさにその形状をそのまま英訳し、これに「型」を表す英単語「type」を組み合せたにすぎないものである。また、「セミスクエアタイプ」は、「スクエアタイプ」に、「部分的な」とか「不完た。「ロミスクエアタイプ」は、「スクエアタイプ」に、「部分的な」とか「不完 全な」の意を表す(新英和辞典5訂版、研究社刊)英語の接頭辞「Semi」を付 加したものである。これらはいずれも,その形状をほとんどそのまま英訳したもの にすぎず、その名称に特異性は見られない。もともとこれらの名称は、「PCフレ ーム」という個性ある名称の下に付加して、その商品の中でその型を形状により識別するために付されたものであり、前記のような名称の内容に照らしても、それ自体で他から出されている商品との識別力を与えようとしたものとは認められない。

(3) 上述のとおり、「クロスタイプ」、「セミスクエアタイプ」及び「スクエ

アタイプ」の名称は,原告製品の中でその型を形状により識別するために付された ものであり、その名称の内容も形状を誰にでも分かるような文言で表したものであ って、他の商品との識別力を与えることを目的とするものとは認められない。この ように、上記の3つの名称については、その内容上、出所表示機能をもともと有さないか、極めて乏しいものといわざるを得ない。そこで、次に、これら名称につき、使用を積み重ねることにより出所表示機能を獲得するなどの事情が生じている

か検討する。

「建設省土木工事積算基準」への掲載について (4)

証拠(甲118,甲119,甲123,甲143,乙2,乙6)及び弁

論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

平成8年度版「建設省土木工事積算基準」(建設大臣官房技術調査室監 土木工事積算研究会編。甲118)には、「PCフレーム設置工」との見出し 16, エイエ事債昇研究会補。中「18)には、「PCプレーム設置工」との見出しが記載された項において、「適用範囲」として、「本資料は、グラウンドアンカーとPCフレーム(プレキャスト・プレストレストコンクリート板)を緊結することにより、斜面等の安定化を図る工法に適用する。なお、PCフレームは、クロスタイプ、セミスクエアタイプ、スクエアタイプとする。」と記載され(同書713 頁)、「PCフレーム据付工」の小項目の下においても「PCフレーム」の種類をままなない。 表す名称として「クロスタイプ」、「セミスクエアタイプ」及び「スクエアタイ プ」の名称が用いられている(同書714頁以下)。

ところが、平成9年度版の「建設省土木工事積算基準」(甲119)に は、「プレキャストコンクリート板設置工」との見出しが記載された項において、「適用範囲」として、「本資料は、グラウンドアンカーとプレキャストコンクリート板を緊結することにより、斜面等の安定化を図る工法に適用する。なお、プレキ ャストコンクリート板は、クロスタイプ、セミスクエアタイプ、スクエアタイプとする。」と記載され(同書717頁)、「プレキャストコンクリート板据付工」の する。」と記載され(同番 / 1 / 頁)、「プレキャストコングリート板店付工」の 小項目の下においても「プレキャストコンクリート板」の種類を表す名称として 「クロスタイプ」、「セミスクエアタイプ」及び「スクエアタイプ」の名称が用い られている(同書 7 1 8 頁以下)。すなわち、「PCフレーム」という文言が「プ レキャストコンクリート板」という文言に変更されているが、上記3つの名称の記 載はそのまま残されている。このように「プレキャストコンクリート板」の種類を 表す名称として「クロスタイプ」、「セミスクエアタイプ」及び「スクエアタイプ」 で名称が第2000年間では、2 プ」の名称が用いられている記載は、その後の「建設省土木工事積算基準」におい ても継続されており(乙2,乙6),平成13年度版の「建設省土木工事積算基準」(乙2)を見ても,これと同様の記載となっている(同書671頁以下)。 イ 上記のように,工事方法の名称が「PCフレーム設置工」「PCフレ

ム据付工」から「プレキャストコンクリート板設置工」「プレキャストコンクリート板据付工」に変更され、部材の名称が「PCフレーム」から「プレキャストコンクリート板」に変更された趣旨につき、原告協会の担当者(宮川良一事務局長、鈴木哲夫顧問)は、陳述書(甲143)において、「PCフレーム」の名称が、原告協会の特定の受圧板を指す名称であったため、後発の業者から同基準の改定要請があり、市場に新たに出てきたコンクリートブロック製の他の受圧板商品にも、同基準の本来の目的である「工事歩掛」を適用できるようにするために、建設省が変更したものである旨を述べている。

したものである旨を述べている。 ウ 上記によれば、「クロスタイプ」、「セミスクエアタイプ」及び「スクエアタイプ」の名称は、当初は、プレキャスト・プレストレストコンクリート板に該当する部材として、原告協会の「PCフレーム」(原告製品)しか市場に存在しなかったことから、「PCフレーム」の形状別の種類を表す名称として使用されていたところ、プレキャスト・プレストレストコンクリート板の分野において原告製品以外の商品も市場に現れるに伴って、プレキャスト・プレストレストコンクリート板に該当する部材一般について、その形状別の種類を表す普通名称として使用されるに至ったものと認めるのが相当である。

(5) 以上によれば、「クロスタイプ」、「セミスクエアタイプ」及び「スクエアタイプ」の名称は、もともと出所表示機能の乏しいものであるところ、原告らの使用や宣伝広告等により出所表示機能を取得したような事情も認めることができず、かえって、プレキャスト・プレストレストコンクリート板に該当する部材一般について形状別の種類を表す名称として、普通名称化しているというべきである。したがって、これら3つの名称については、原告らの主張するようにこれらが原告協会及びその会員企業のグループの商品を示す商品等表示として周知ないし著名となっていると認めることはできない。

したがって、これらの名称が不正競争防止法2条1項1号、2号の商品等表示に該当することを前提とする原告らの請求は、理由がない。

2 争点2 (別紙製品目録1記載のコンクリート製料面受圧板の形状は、原告らの周知又は著名な商品等表示といえるか) について

- (1) 商品の形態は、商品の機能を発揮したり、商品の美感を高めたりするために適宜選択されるものであり、本来的にはその商品の出所を表示する機能を有するするではないが、特定の商品形態が同種の商品と識別し得る独自の特徴を有し、ってれが長期間にわたり継続的にかつ独占的に使用されたり又は短期間品の形態が商品の出所表示の機能を有するに至り、かつ、商品表示としての形態が需要である。とれて保護されることがあり得るというべきである。ただし、の商品の形態が、記規定にいう「他人の商品等表示」ということはできず、これについてには、上記のより、では、上記のような商品の機能ないし効果と必然的に結びついている場合には、その形態は、上記保護は及ばないというべきである。けだし、上記のような商品の機能ないし対果と必然的に結びついている場合には、その形態は、上記保護ないというべきである。けだし、上記のような商品の機能ないし対果と必然的に結びつく形態は、本来、発明ないし考案として、特許法等の工業が有権法との要件の下に独占的地位を保障されることにより保護を与えられるであるにおいて、の表述の表述の表述により、技術の自由な利用によりもたらされる産業の発展や商品の自由な利用によりもたらされる産業の発展や商品の自由な利用によりもたらされる産業の発展や商品の自由な利用によりもたらされる産業の発展や商品の自由な利用によりまたらされる産業の発展や商品の自由な利用によりまたらされる産業の発展や商品の自由な利用によりまたらされる産業の発展や商品の自由な活動を阻害する結果となるからである。
 - (2) 原告製品の形態について

前記の当事者間に争いのない事実に証拠(甲123, 乙12の1ないし 3)及び弁論の全趣旨を総合すれば、次の事実を認めることができる。

原告製品が登場する以前は、斜面を安定化する工事を施すには、現場で鉄筋・型枠等を組み、それにコンクリート等を打設する工法、すなわち、現場打ちンクリート枠工法(鉄筋コンクリート製法枠を用いる。)やフリーフレーム工法(吹付けモルタル法枠工法)等で施工されていた。そして、法面の出来上がりの形態は、ほとんどが面形状(擁壁等)又は格子状であった。これらの工法では、コンクリートやモルタルが硬化するまで、斜面を切り崩した状態が続き、工期が長期間必要であるうえ、その間崩落の危険もあった。加えて、熟練技術者の不足、作業員の高齢化等により、現場での作業が少なくなる工法、及び現場管理、品質管理等が容易にできる工法が重要視され始めた。そこに登場した原告製品は、プレストレス

トコンクリート製の受圧板を、あらかじめ品質管理の行き届いた工場で製造して、現場に運搬し、設置するという施工方法が可能なことから、前記のような需要に沿うもので、工事現場において好評を博し、前記 1 (1) において認定したとおり多数の工事実績を挙げることになった。

原告製品を用いた工事は、前記1(2)において認定したような形状をした複数の原告製品を斜面の上方から順次数段又は横方向に隣接して施工するものでの原告製品は地中にアンカーを埋設し、これと緊結されたコンクリート製の容に倒る。原告製品は地中に付けることにより、斜面・法面の安定化を短期間でかつ受容に図ることができるようになっている。上記のような経緯から誕生したのでいる。上記のような経済性の指したの当時でかり取った形態となる。すなわち、景観(受圧板の間をもえて)のおいである。か経済性、受圧板の間をは表が、自然であるが、のの斜面とすることを含む。)や経済性、受圧板の間をは、表面積がより、のの形態を切り取った形状であるクロスタイプの形態を原則的なものとするが、のので、のでは、の2種がまず開発された。さらに、後発的に、この2種がまず開発された。さらに、後発的に、この2をイプとして、受圧板の間に植栽もできるなどの双方の長所を兼ね備えたセミスクイプが開発され、採用されるようになった。

(3) 上記のように、プレストレストコンクリート製の受圧板の形状は、そもそも当該製品が開発された経緯等に照らすと、前記のような事情から基本的に原告製品の3つのタイプとすることが考えられる。また、受圧板にかかる圧力が等しく又に板全体にかかるように、受圧板の形状を上下左右を対称にするのが最もバランスがよく、合理的であると考えられる。このことと、可能な限り受圧板の表面積となることや、受圧板内部の鉄筋の配設がしやすい形状であることを要することを表慮すると、この種の受圧板の形状は、必然的に原告製品の3つのタイプられる基本的構成を備えたものとならざるを得ないものと認められる。原告らおよる証拠(甲124ないし139等)の中には、上下左右が非対称な形状であるといる証拠(甲124ないし139等)の中には、上下左右が非対称な形状であるとよる正拠(甲124ないと139等)の中には、上下左右が非対称な形状であるとよるられ、中には実際に施工されている例があるのか明らかでないものもあるなど、例外的なものというほかない。

ど、例外的なものというほかない。 本件において、原告製品の形状と被告製品の形状を比較すると、その具体的な構成態様においては相違点が少なからず存在するものの、その基本的な構成態様において共通するものであるところ、原告製品と被告製品との間で共通する上記の3つの基本的な構成態様は、その機能と必然的に結びついたものといわざるを得ないから、そもそも不正競争防止法2条1項1号、2号にいう商品等表示に当たらないものというべきである。

(4) また、前記1において認定したとおり、建設大臣官房技術調査室の監修に係る「建設省土木工事積算基準」において、プレストレストコンクリート製の受圧板に該当する部材一般について、その形状別の種類を表す名称として、「クロスタイプ」、「セミスクエアタイプ」及び「スクエアタイプ」の名称が用いられており、これらの語がこの種の部材一般について形状別の種類を表す名称として普通名称化していることに照らせば、これらの語に対応する基本的形状についても、このがあることに照らせば、これらの語に対応する基本的形状についても、このもれる。したがって、いずれにしても、原告製品と被告製品との間で共通する3つの基本的な構成態様が、原告らの主張するように原告協会及びその会員企業のグループの商品を示す商品等表示として周知ないし著名となっていると認めることはできない。

3 結論

以上によれば、原告らの主張する原告製品の名称、形状については、これらが原告協会及びその会員企業のグループの商品を示す商品等表示として周知ないし著名となっていると認めることはできない。

したがって、不正競争防止法2条1項1号、2号に基づき、被告製品の製造・販売等の差止め及び損害賠償を求める原告らの請求は、いずれも理由がないものというべきである。

よって、主文のとおり判決する。 東京地方裁判所民事第46部

村 越 啓 悦 裁判官

裁判官 青 木 孝 之

(別紙) 製品目録1製品目録2PCフレーム協会発表一覧